

令和8年稲沢市教育委員会 第2回定例会会議録

1 日 時 令和8年2月10日(火) 午後1時30分～午後3時10分

2 場 所 議員総会室

3 出席委員 教育長 渡辺 孝雄
教育長職務代理者 伊藤 浩樹
委員 澤田 可奈子
委員 大島 宏之
委員 森 誠子
委員 大崎 正敬

4 説明のため出席した職員

教育部長	大口 伸		
教育部次長兼庶務課長	江頭 弘幸	庶務課主幹	犬飼 貴志
庶務課主幹	鈴木 達哉		
学校教育課長兼指導主事	伊藤 尚	学校教育課統括主幹兼指導主事	伊藤 実
学校教育課主幹兼指導主事	伊藤 充弥		
生涯学習課長	別府 正弘	生涯学習課主幹	松尾 俊明
生涯学習課主幹	田村 正樹		
スポーツ課長	佐波 正巳	スポーツ課主幹	鈴木 元行
図書館長	塚本 ゆかり	図書館主幹	花田 陽子
美術館長	長谷川 隆		
書記 庶務課	大崎 敬介	北村 公美	

5 教育長報告

6 前回会議録の承認

令和8年第1回定例会会議録 承認

7 教育委員会報告

8 議事

- ・ 議案第 3 号 稲沢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 4 号 稲沢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 5 号 稲沢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 6 号 稲沢市立平和町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 7 号 稲沢市祖父江生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 8 号 稲沢市東部体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 9 号 稲沢市弓道場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 10 号 稲沢市武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 11 号 稲沢市球技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 12 号 稲沢市陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 13 号 稲沢市祖父江の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 14 号 稲沢市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 15 号 稲沢市美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- ・ 議案第 16 号 稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第 17 号 稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第 18 号 稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第 19 号 稲沢市立体育館管理規則の一部を改正する規則について
- ・ 議案第 20 号 稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する

規則について

- ・議案第 21 号 稲沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
- ・議案第 22 号 令和 8 年度学校教育目標について
- ・議案第 23 号 令和 8 年度教職員研修計画について
- ・議案第 24 号 令和 8 年度稲沢市一般会計予算案（教育委員会所管に関する当初予算）について

9 報告

- ・稲沢市教育委員会後援名義使用承認について
- ・専決処分の報告について
- ・稲沢市民会館管理規則の改正について

10 その他

11 次回開催予定日時

－ 開 会 －

◎教育長

定刻になりましたので、令和 8 年第 2 回教育委員会定例会を開会します。

◎教育長

教育長報告ということで私からお話をさせていただきます。

立春を過ぎて、暦の上では春となりましたが、先週末は強い寒波の影響で、全国的に大変厳しい寒さとなりました。特に、記録的な積雪のために、大変な苦勞をされている地域の皆様には、衷心よりお見舞い申し上げたいと思います。

さて、昨年 4 月に採用され、教員として赴任した 22 名の初任者が、約 10 か月にわたる初任者研修を終えました。2 月 4 日に行われた最後の研修会では、初任者それぞれが自分で設定した研究テーマに基づいて実践してきた研究レポートをもとに、発表と研究協議を行うとともに、拠点校指導教員による指導助言を受けました。

最後に、1 年間の初任者研修や日々学校現場で学んだこと、感じたことなどを一人一人が発表しましたが、どの初任者の発表も、一年の大きな成長と 2 年目への決意を感じさせる内容のものばかりでした。

それを受けて、私からは「研究と修養を大切にして学び続け、子どもたちの可能性を最大限に引き出せる教師であってほしいということ」、「いつも笑顔で子どもたちの前に立ち、子どもたちのウェルビーイングを広げていく教師であってほしいということ」、「子どもたちの心に響く言葉の使い手となり、子どもたちの自己肯定感を高められる教師であってほしいということ」の3点について話しました。

この22名の初任者が、これからも様々な経験を積み重ねて成長し、稲沢市のこれからの学校教育をしっかりと担っていくことを期待していきたいと思います。

以上、教育長報告とします。

◎教育長

3. 前回会議録の承認について、前回会議録を順次お返ししますので、お目通しをいただき、署名をお願いいたします。

◎教育長

次に、4. 教育委員会報告について、教育部長お願いします。

●教育部長

先月の定例教育委員会から今日まで、教育委員会に関わる主な行事等について報告させていただきます。

定例会事項の1ページをお願いいたします。

1月29日木曜日、市内在住の山下喜生さんが、全日本ランバイク選手権シリーズ第2戦3歳クラスに出場し、第2位の好成績を収められましたので、その出場及び結果を報告するため、ご両親とともに市長を表敬訪問されました。

次に、2月3日火曜日、今年度2回目の図書館協議会を開催し、今年度の中間実績や令和8年度目標などについて協議を行いました。

次に、2月9日月曜日、豊田合成ブルーファルコン名古屋が、昨年12月17日から21日に広島県広島市で開催された第77回日本ハンドボール選手権大会で6年連続7回目の優勝をかざりましたので、その報告のため、チームリーダーで事務局の今村彰伸氏、田中茂監督、主将の古屋悠生選手、副主将の矢野世人選手の4人が市長を表敬訪問されました。

以上で、教育委員会報告とさせていただきます。

◎教育長

ただいまの教育委員会報告でご質問等、お聞きになりたいことがありましたらお願いします。

◎教育長

ないようですので、それでは、5. 議事に入ります。

別添の議案書1ページ及び教育委員会定例会事項をお願いします。

議案第3号「稲沢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」から議案第15号「稲沢市美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」、議案第19号「稲沢市立体育館管理規則の一部を改正する規則について」、議案第20号「稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第24号「令和8年度稲沢市一般会計予算案（教育委員会所管に関する当初予算）について」並びに報告事項「専決処分の報告について」及び「稲沢市民会館管理規則の改正について」につきまして、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第7項ただし書きの規定により、「教育委員会の会議は、人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる」とされております。

本件は、議会の議決案件に関する議案及びそれに関連する議案であり、事前協議となりますので、非公開とさせていただきたいと思っております。賛成の委員の皆さんは挙手をお願いします。

（委員挙手）

◎教育長

全員賛成ですので、「議案第3号」から「議案第15号」、「議案第19号」、「議案第20号」及び「議案第24号」並びに報告事項「専決処分の報告について」及び「稲沢市民会館管理規則の改正について」につきましては非公開で審議します。

議案第16号「稲沢市立学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。庶務課からお願いします。

●庶務課長

75ページをお願いします。

（議案第16号 朗読）

77ページの左の表をお願いします。現行の規則6条第2項第3号で夏季の学校休業日は、7月21日から8月31日までと規定していますが、ただし書で「休業中に2日以上の出校日をつくること。」としています。

この度の改正は、近年の猛暑を考慮し、出校日を設定するかどうかは、学校の裁量とすることに変更するため、ただし書きにある「休業中に2日以上の出校日をつくること」を削除するものです。

付則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものです。

説明は以上です。

教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第16号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第16号は承認されました。

次に移ります。議案第17号「稲沢市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則について」を議題とします。庶務課からお願いします。

●庶務課長

78 ページをお願いします。(議案第17号 朗読)

80 ページをお願いします。規則第5条に係る別表第1に教育委員会事務局各課の事務分掌が規定されています。この度の改正につきましては、令和8年4月1日から、庶務課及び学校教育課に属する会計年度任用職員の任用・給与支払事務等に関する事務が、人事課から庶務課に移管されることに伴い、庶務課の事務分掌に「会計年度任用職員の任用・給与支払事務等に関する」事務を第6号に追加するため、規則の一部を改正するものです。

81 ページをお願いします。付則といたしまして、この規則は令和8年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第17号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第17号は承認されました。

次に移ります。議案第18号「稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。学校教育課からお願いします。

●学校教育課長

82 ページをご覧ください。(議案第18号 朗読)

83 ページからの資料をご覧ください。

今回の改正の理由といたしましては、令和 8 年 4 月 1 日に施行される「公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」により、教員の業務量管理・健康確保措置の実施に関する計画、また、実施状況の公表が義務づけられたため、稲沢市立小中学校における学校運営協議会の設置等に関する規則の一部を改正するものです。

改正内容については、84 ページの新旧対照表をご覧ください。

第 3 条の規定、「学校運営に関する基本的な方針の承認」の第 4 号として、「教職員の業務量管理・健康確保措置の実施に関すること」を加える改正を行います。

付則といたしまして、この改正後の規則は令和 8 年 4 月 1 日から施行するものです。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第 18 号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第 18 号は承認されました。

次に移ります。議案第 21 号「稲沢市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

99 ページをご覧ください。

(議案第 21 号 朗読)

100 ページからの資料をご覧ください。

令和 7 年 6 月に成立した改正給特法に基づき、サービスを監督する教育委員会は、文部科学省が定める指針に則して「業務量管理・健康確保措置実施計画」を定める必要があります。

102 ページ「1 計画の趣旨、現状」には、これまでの教育職員の働き方を見直し、その高い専門性を大いに発揮しながら児童・生徒に対し、よりよい教育を行うことができる環境を整えるために本計画を策定したこと、また、本市の現状といたしまして、令和 6 年度の教育職員の時間外在校等時間の状況を掲載

しています。

103 ページをご覧ください。「2 目標」といたしまして、「時間外在校等時間に関する目標」、「ワーク・ライフ・バランスや働きがい等に関する目標」を掲載しています。

「3 計画の期間」は、令和8年度から令和11年度です。

「4 実施する業務量管理・健康確保措置の内容」につきましては、教育職員の勤務状況に関する状況を把握し、その状況を踏まえ、

- イ 学校以外が担うべき業務、
- ロ 教師以外が積極的に参画すべき業務、
- ハ 教師の業務だが、負担軽減を促進すべき業務

に分けて、業務分担の見直しや適正化、必要な環境整備等、在校等時間の長時間化を防ぐための取組を掲載しています。

106 ページをご覧ください。「5 関連する取組、今後のフォローアップについて」をお願いします。「取組の着実な実行を図るため、市内各学校の教育職員の在校等時間の状況を把握し、毎年度、定例の教育委員会及び総合教育会議において報告すること」、「学校での児童生徒等の支援に当たる医療・福祉に関する人材や学校ボランティアの確保に当たり、関係部局・関係機関とともに取り組むこと」などを掲載しています。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見、ご質問はありませんか。

○大島委員

説明では触れられませんでしたでしたが、105 ページの(3)教育職員の健康及び福祉の確保に関する取組というところで、一番上の丸のところですが、1箇月時間外在校等時間が80時間を超えた教育職員に医師による面接指導を実施するとあります。この医師というのは、教育委員会に属している、あるいは委嘱されている産業医かと思いますが、どういう資格といいますか、どこに属する医師かということをお聞きしたいということと、もう一つ、一番下に心身の健康問題についての相談窓口を設置するとありますが、実際の相談件数あるいは相談内容は、どれくらいあるのかお聞きしたい。

●学校教育課統括主幹

教育職員への医師による面接指導というのは、現在3名産業医を契約してまして、32校学校がありますので、それぞれ約10校ずつ産業医が分担しています。まず、校長先生が産業医と面談をしますかと声をかけ、希望される場合

はそれぞれ指定のというか分担に応じた産業医のところに面接に行くということをしています。それから、最後のところで相談窓口を設置するとありますが、随時学校から、校長先生からもそうですが相談があった場合には産業医にお願いして、面接をしていただいているという状況です。現在、3名の方が、面接の予約を取っているということで、1名の方は面接に行かれたと確認しております。

○大島委員

3名の産業医というのは、どこに属されている方でしょうか。愛知県医師会でしょうか。それとも、教育委員会から直接委嘱されている方でしょうか。

●学校教育課統括主幹

稲沢市の教育委員会から委嘱しています。

◎教育長

ほかにございますか。

○森委員

感想とお願いになりますが、昨年末の新聞で、公立小中高等学校の先生方の精神疾患による休職が非常に多いという記事を目にしました。その主な要因として、生徒の指導方針に関することが26.5パーセント、対人、それぞれの業務、あと長時間勤務などでパーセンテージが上がっていたのですが、やはり、児童、生徒への指導に関することというのが一番多かったと思います。今先生方の働き方改革がいろいろと言われる中で、先生方の負担がここまででどれくらい減ったのかなというのにも気になるところなのですが、それぞれの要因も踏まえて先生方の負担、本当に多いなというふうに見ています。負担を減らす取り組みをもっとしっかりしていただけたら、理想の学び、子どもたちの理想の学びが先生方に委ねられているのは間違いないことだと思いますので、そのところもしっかりやっていただけたらなと思います。

◎教育長

ご意見ということで、よろしいでしょうか。

ほかに、ございますか。

◎教育長

ないようですので、それでは、お諮りします議案第21号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第21号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第22号「令和8年度学校教育目標について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

107ページをご覧ください。 (議案第22号 朗読)

108ページをご覧ください。

はじめに、「学校教育の理念」でございしますが、愛知県・愛知県教育委員会が2026年から2030年までの5年間の愛知県の教育方針について、新しく作成いたしました「あいちの教育ビジョン2030」を受けて、令和8年度稲沢市の「学校教育の理念」を作成しました。学校教育の目的、続いて各学校における留意点、最後に教職員に求められる資質等について表記しています。また、「基本方針」として、「あいちの教育ビジョン2030」の柱立ての変更に伴い、4つの柱を設定しています。

次に、109ページをご覧ください。

指導の重点です。「あいちの教育ビジョン2030」で示されている「基本理念」と「基本的な方針」にのっとり、先程の基本方針1～4について、持続可能な社会の創り手を育む学校教育が推進されるように指導の重点を作成しました。

来年度は、特に4つの点を重視したいと考えております。

1つ目は、持続可能な社会の創り手として広い視野をもって深く考え、新たな価値を生み出していく力を養うために、1の(3)の子どもたちの発達段階や興味・関心等を踏まえて、タブレットPC等のICT機器を効果的に活用し、「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実に努めたいと考えています。

2つ目は、多様性を尊重する豊かな人間性を育み、自分らしく生きる力を養うために、2の(3)のように、子どもたちが共感的に学び合う集団づくりを進め、学校全体でいじめの未然防止に努めるとともに、魅力ある学校・学級づくりを進めていきたいと考えています。

3つ目は、健やかな体と心を育む教育を充実させることで、運動に親しみ、体力を向上させたり、読書を通して豊かな感性を磨いたりして、生涯にわたって学べる力を育成していきたいと考えています。

4つ目は、タブレットPCなどのICT機器を活用し、4の(2)のように、教室に入ることができない子や特別な支援を必要とする子、日本語指導の必要な子など、誰一人取り残すことなく、誰もが安心して学ぶことができる教育環境を整えたいと考えています。

以上でございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第22号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第22号は承認されました。

◎教育長

次に移ります。議案第23号「令和8年度教職員研修計画について」を議題とします。学校教育課から説明をお願いします。

●学校教育課長

110ページをご覧ください。(議案第23号 朗読)

111ページをご覧ください

教職員に対する研修については各市教育委員会に委ねられており、お示ししましたように25項目の研修等を計画しております。稲沢市の現職教育や研究指定校の研究内容と連動させることにより、教職員全体の力量向上を目指した研修・研究を進めていきたいと考えております。

以上でございます。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第23号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第23号は承認されました。

◎教育長

続きまして、6. 報告事項に移ります。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認について」を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の2ページ、3ページをお願いします。「稲沢市教育委員会後援名義使用承認一覧表」を掲載しております。ここに記載のとおり、7件の後援名

義使用承認申請につきまして、事務取扱要領に基づき、承認させていただきましたことをご報告いたします。

以上です。

◎教育長

ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、続きまして、7. その他、事務局から何かございますか。

◎教育長

委員の皆様から何かございますか。

◎教育長

ないようですので、次回開催予定日時について、教育部長お願いいたします。

(教育部長から説明)

◎教育長

次回開催予定日時でございました。これより非公開の審議に入ります。現時点で傍聴者はございませんが、これ以降は傍聴希望がありましても、傍聴不可とさせていただきます。

【秘密会】

◎教育長

それでは、議事に入ります。議案第3号「稲沢市勤労福祉会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。生涯学習課からお願いします。

●生涯学習課長

議案書3ページをお願いします。(議案第3号 朗読)

市全体の方針として、平成28年8月に「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」が策定され、受益者負担の原則、算定方法の明確化、施設の性質別負担率、激変緩和措置、定期的な見直しが出され、原則として4年ごとに行うこととされました。これを踏まえ、平成29年4月1日に改正が行われましたが、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、令和3年度の改正は見送られていました。しかし、前回の改正以降、物価高騰等の影響により、維持管理コストが増大傾向にあるため、受益者負担の原則の観点から、見直しは必要であるとの結論から今回見直すこととしたものです。

なお、使用料の積算は、基本方針にて施設運営に係る人件費、維持管理に関する電気料等の需用費や役務費、施設の維持管理に要する委託料や修繕費の合

計金額の1㎡、1時間当たりの原価を求め、これに施設の性質別受益者負担率として教育施設、公民館等は50%をかけたものにとされています。また激変緩和措置として、改正の上限を1.2倍までとし、算定した使用料が現状の使用料を下回る場合は、現状維持とされています。今回、令和4年度から令和6年度の原価を求め、それを平均し各部屋の使用料を算出しました。

また、付属設備については、消費税が8%になった平成26年の後、平成29年4月1日には、それを踏まえた改正がされていますが、10%になった令和元年10月1日以降は改正されていません。そのため、今回、併せて改正させていただくものです。

5ページをご覧ください。勤労福祉会館については、多目的ホールの使用料及び付属設備の使用料を右の欄のように改正させていただきます。値上げ率は多目的ホールが8.24%であり、それ以外の部屋は下回るため、現状維持としています。また、付属設備は税抜単価に消費税10%をかけた額を使用料としています。

付則として、第1項にて令和8年10月1日から施行すること、第2項にて、改正後の条例の規定は、施行日以後の許可を受けたものから適用する経過措置を規定しています。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第3号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第3号は承認されました。

次に移ります。議案第4号「稲沢市公民館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。生涯学習課からお願いします。

●生涯学習課長

議案書7ページをお願いします。(議案第4号 朗読)

先ほどの勤労福祉会館と同様に、平成28年8月に策定された「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」に基づき、改正させていただくものです。

10ページをお願いします。公民館については、右欄にありますように、全ての部屋と付属設備を値上げさせていただきます。今回の改正では、公民館と祖

父江生涯学習センターは直営であり、利用形態が類似しているため、各部屋の使用料の算定にあたっては、7公民館と祖父江生涯学習センターの経費を按分し、積算しました。

また、勤労福祉会館と同様に、付則にて施行日と経過措置を規定しています。以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

それではお諮りします。議案第4号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第4号は承認されました。

次に移ります。議案第5号「稲沢市民会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。生涯学習課からお願いします。

●生涯学習課長

議案書11ページをお願いします。(議案第5号 朗読)

14ページをお願いします。

市民会館については、右欄にありますように、大ホール・中ホール・小ホールの料金を値上げさせていただき、他の部屋は現状維持とするものです。

また、他施設と同様に、付則にて施行日と経過措置を規定しています。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第5号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第5号は承認されました。

次に移ります。議案第6号「稲沢市立平和町農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。生涯学習課からお願いします。

●生涯学習課長

議案書15ページをお願いします。(議案第6号 朗読)

18ページをお願いします。農村環境改善センターについては、右欄にありますように、面積が23.7㎡と一番狭い研修室3を除き、値上げさせていただくものです。

また、他施設と同様に、付則にて施行日と経過措置を規定しています。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

○大崎委員

先ほど稲沢市公民館の説明がありました。この平和町農村環境改善センターも公民館とよく似た施設だと思います。それから、あとから出てくる祖父江生涯学習センターも研修室や料理室を備えた施設で、3つともよく似た施設だと思いますが、料金体系とといいますか、それについて質問したいと思います。公民館の場合、10ページの右側の別表を見ますと、一番上の欄の料金は午前、午後、夜間とそれぞれ440円、600円、440円になっています。午後は、時間が4時間ということで料金が高くなっています。午前と夜間は、同じ3時間ということで同一料金になっていると思うのですが、平和町農村環境改善センターでは、18ページですが、使用料を見ますと午前、午後、夜間それぞれ3時間、4時間、3時間で、夜間は午前と同じ3時間なのに、午後と同じ料金になっています。先ほどの公民館の料金体系と違うと思ひまして。それから、祖父江の生涯学習センターも午前と夜間は同じで、午後は時間が長いと高くなっているということだと思いますが、農村環境改善センターでは、他の施設に比べて夜間が少し高いのは、何か意味があるのでしょうか。

●生涯学習課長

公民館と祖父江の生涯学習センターは、市の職員が運営していますが、平和町の農村環境改善センターは指定管理で、民間の業者が指定管理を請け負っています。指定管理を請け負っている業者との折衝の中で、今までと似たような料金体系で値上げをしていただきたいというお話を伺っています。それを踏まえて、農村環境改善センターだけはほかの施設と類似ということで単価を決めるのではなくて、農村環境改善センター単独の料金体系でたたき台を作らせていただきました。

◎教育長

大崎委員、よろしいでしょうか。

○大崎委員

わかりました。

◎教育長

ほかにございますか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第6号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第6号は承認されました。

次に移ります。議案第7号「稲沢市祖父江生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。生涯学習課からお願いします。

●生涯学習課長

議案書19ページをお願いします。(議案第7号 朗読)

22ページをお願いします。祖父江生涯学習センターは、公民館の条例改正で説明しましたように、公民館と利用形態が類似しており、直営で運営されているため、各部屋の使用料の算定にあたっては公民館と同等となるようにしました。ただし、多目的ホールは290.2㎡と大きく、公民館には該当する部屋がないため、祖父江生涯学習センターの原価を元に算出したところ、上限を大幅に超えたため、現行料金の20%増しとさせていただくものです。

また、他施設と同様に、付則にて施行日と経過措置を規定しています。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第7号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第7号は承認されました。

次に移ります。議案第8号「稲沢市東部体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。スポーツ課からお願いします。

●スポーツ課長

議案書24ページをお願いします。(議案第8号 朗読)

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第9号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第9号は承認されました。

次に移ります。議案第10号「稲沢市武道館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。スポーツ課からお願いします。

●スポーツ課長

31ページをお願いします。(議案第10号 朗読)

先ほどの条例と同様に、「基本方針」に基づき、使用料を見直しさせていただくものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

33ページをお願いします。別表の区分「個人利用」の「大人(高校生以上)」の使用料をそれぞれ1.2倍とし、表のとおり見直し、備考として市外利用者について、表に定める2倍の額とする規定を追加するものです。

付則第1項といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行し、付則第2項といたしまして、改正後の条例の規定は、施行の日以後に利用の許可を受けた者から適用するものです。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

それではお諮りします。議案第10号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第10号は承認されました。

次に移ります。議案第11号「稲沢球技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。スポーツ課からお願いします。

●スポーツ課長

34ページをお願いします。(議案第11号 朗読)

先ほどの条例と同様に、「基本方針」に基づき、使用料を見直しさせていただくものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

37ページの別表第2をお願いします。1の球技場使用料については、稲沢市民球場から奥田公園テニスコートの6施設について、全ての使用料を1.2倍とし、「現行」から「改正後」の下線を引きました金額に、それぞれ見直しをさせていただくとともに、備考として市外利用者について、表に定める2倍の額とする規定を追加するものです。

また、2の付属施設使用料につきましては、現行の使用料は消費税8%時に改正をしたものであるため、10%となるよう2%引き上げ、「現行」から「改正後」の下線を引きました金額に、それぞれ見直しをさせていただくものです。

付則第1項といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行し、付則第2項といたしまして、改正後の条例の規定は、施行の日以後に利用の許可を受けた者から適用するものです。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第11号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第11号は承認されました。

次に移ります。議案第12号「稲沢陸上競技場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。スポーツ課からお願いします。

●スポーツ課長

39ページをお願いします。

(議案第12号 朗読)

先ほどの条例と同様に、「基本方針」に基づき、使用料を見直しさせていただくものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

42ページをお願いします。別表中、個人利用につきましては一般の使用料を現行の1.2倍の140円、専用利用につきましても一般利用及び営利目的利用の使用料を現行の1.2倍の2,110円及び10,580円とし、備考として個人利用、専用利

用ともに市外利用者について、表に定める2倍の額とする規定を追加するものです。

付則第1項といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行し、付則第2項といたしまして、改正後の条例の規定は、施行の日以後に利用の許可を受けた者から適用するものです。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

それではお諮りします。議案第12号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第12号は承認されました。

次に移ります。議案第13号「稲沢市祖父江の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。スポーツ課からお願いします。

●スポーツ課長

44ページをお願いします。(議案第13号 朗読)

先ほどの条例と同様に、「基本方針」に基づき、使用料を見直しさせていただくものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

49ページの別表第2をお願いします。1の祖父江の森温水プール使用料の「温水プール入場券」の大人については、高齢者や障害者の半額規定が定められていることから、現行の1.2倍を限度とし10円単位が偶数となるよう金額を560円に改定し、「温水プール回数券」については、字句の誤りを修正するとともに、現行と同様に回数券の金額を入場券の10倍とし5,600円といたすものです。

備考第1項で、市外利用者について、表に定める2倍の額とする規定を追加し、第2項以下で、現行の規定で半額である高齢者及び心身障害者についても市内在住者は引き続き半額、市外利用者は市内在住の一般利用の額とするとともに、現行の規定で無料としている生活保護法の適用を受けている者についても、市内在住者は引き続き無料、市外利用者は市内在住の一般利用の額とするものです。

次に、50ページをお願いします。2の祖父江の森テニスコート使用料については、使用料の改正を機に、テニスコート管理棟会議室についてもテニスコー

ト同様に1時間以内の利用を2時間利用の半額とする文言を追加し、テニスコート及びテニスコート会議室の使用料は、温水プール同様に半額の場合があるため、現行の1.2倍を限度とし10円単位が偶数となるよう金額をそれぞれ560円、280円、820円に改正し、照明施設にあっては消費税率の調整を行い、現行より10円アップの420円とし、備考第1項で、市外利用者について、照明施設を除き、表に定める2倍の額とする規定を加えるものです。

次に、51ページをお願いします。3の祖父江の森多目的運動場使用料についても、運動場及び会議室の使用料を現行の1.2倍のそれぞれ1,000円及び430円に、照明施設にあっては消費税率の調整を行い、現行より50円アップの2,100円とし、備考第1項で、市外利用者について、照明施設を除き表に定める2倍の額とする規定を加えるものです。

付則第1項といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行し、付則第2項といたしまして、改正後の条例の規定は、施行の日以後に利用の許可を受けた者から適用するものです。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第13号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第13号は承認されました。

次に移ります。議案第14号「稲沢市立体育館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。スポーツ課からお願いします。

●スポーツ課長

53ページをお願いします。

(議案第14号 朗読)

これまでの条例と同様に、「基本方針」に基づき、総合体育館、祖父江町体育館及び平和町体育館の使用料を見直しさせていただくとともに、安全面から無人であったトレーニング室を廃止し、ダンスやヨガ等に使用する小体育室とするものです。また、祖父江町体育館の主競技場の付属室扱いをしておりました競技役員室・選手控室については、独立した利用ができることを鑑み、利用料金を設定いたすものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

62ページをお願いします。第6条では字句の整理を、第12条第1項第2号では使用料の還付について、他の施設と字句を合わせるものです。

中ほどから65ページにかけて別表1の稲沢市総合体育館をお願いいたします。

(1)基本使用料のうち、専用利用の平日の午前及び午後については、それぞれ1.2倍へ、夜間及び延長については、基本方針の水準に達するよう改正します。同じく土曜日、日曜日及び祝日の午前及び午後については、それぞれ1.2倍へ改正し、夜間及び延長については、基本方針の水準に達しているため据え置くものです。個人利用の武道室兼卓球室及び練習室の平日の午前及び午後については、それぞれ1.2倍へ改正し、夜間については、基本方針の水準に達しているため据え置くものです。同じく土曜日、日曜日及び祝日の午前、午後については、それぞれ基本方針の水準に達するよう改正し、夜間については、基本方針の水準に達しているため据え置くものです。

また、トレーニング機器があるが監視員不在で安全面に課題があるため、令和4年度から利用を休止しているサウナ室を含むトレーニング・サウナ室については、ダンスやヨガの利用を想定した小体育室にするとともに、祖父江町体育館の改正後使用料に合わせ、140円とするものです。

備考第3項の電灯使用については、消費税率10%となるよう2%分を引き上げ、それぞれ420円、620円、840円、1,260円とするものです。備考第4項、第5項、次のページ備考第6項については、字句の整理を行うものです。

(2) 付属設備使用料については、見出しの字句を整理するとともに、次のページにまたがります表中の金額について、消費税率10%にそれぞれ合わせたものです。また、備考についても字句の整理を行うものです。

次に、65ページ中ほどから67ページの2稲沢市祖父江町体育館の(1)基本使用料について、主競技場から柔道場までは、全ての区分で1.2倍とし、研修室については、午前及び午後を1.2倍、夜間については、基本方針の水準へ達するよう改正します。また、ミーティングルームは基本方針の水準に達しているため据え置くものです。競技役員室・選手控室については、新たに独立して貸し出しを行うこととし、ミーティングルームの下に行を加え、使用料を午前700円、午後900円、夜間1,200円とするものです。トレーニングルームの機器を撤去し、ダンスやヨガに利用頂く小体育室は、同じ個人利用のため、トレーニングルームの使用料の1.2倍の140円といたすものです。

なお、備考第2項、第3項、第4項について字句の整理を行うものです。

(2) 付属設備使用料については、見出しの字句を整理するとともに、表中の

金額について消費税率10%にそれぞれ合わせたものです。また、備考についても字句の整理を行っております。

67ページ以降の3 稲沢市平和町体育館の(1)基本使用料については、表中の区分、小体育室の卓球の場合で夜間の場合のみ基本方針の水準に達しているため据え置き、それ以外は全て1.2倍としております。また、備考第2項、第3項で字句の整理を行っております。

次に、68ページの(2)附属設備使用料については、見出しの字句を整理するとともに、表中の金額について消費税率10%にそれぞれ合わせたものです。

付則第1項といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行し、付則第2項といたしまして、改正後の条例の規定は、施行の日以後に利用の許可を受けた者から適用するものです。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第14号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第14号は承認されました。

次に移ります。議案第15号「稲沢市美術館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について」を議題とします。美術館からお願いします。

●美術館長

70ページをお願いします。(議案第15号 朗読)

71、72ページに改正条例文がございますが、73、74ページの新旧対照表で説明させていただきます。

今回の改正は、他課と同様に稲沢市の「公共施設の使用料設定にあたっての基本方針」に基づき改正し、激変緩和措置として、従前使用料から1.2倍を超えないものとしております。一般展示室Ⅰ、一般展示室Ⅱ、会議室、展示パネルの金額の改正は表のとおりです。なお、今回の見直しからピンスポット、スポットライトについて「1日当たり1台につき50円」を追加いたします。

付則といたしまして、第1項で、この条例は令和8年10月1日から施行し、第2項で経過措置を行います。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第15号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第15号は承認されました。

次に移ります。議案第19号「稲沢市立体育館管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。スポーツ課からお願いします。

●スポーツ課長

85ページをお願いします。(議案第19号 朗読)

総合体育館にて、安全面から無人のトレーニング室を廃止し、ダンスやヨガ等に使用する小体育室とすることに伴い、専用の利用券をもって利用料金を徴収し管理しておりましたが、祖父江町体育館と同様に領収書にて取扱うこととしたため、トレーニング・サウナ室利用券の様式を廃止し、また、字句の修正を行うものです。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

87ページをお願いします。第4条第2項では、総合体育館のトレーニング・サウナ室利用券に係る部分を削除し、総合体育館、祖父江町体育館とも領収書にて対応するものです。

次に、第11条、88ページの様式第1及び89ページの様式第2については字句の整理をしています。

次に、90ページの様式第2の2については削除し、91ページの様式第5、92ページの様式第6も字句の整理です。

93ページの付則第1項といたしまして、この条例は令和8年10月1日から施行し、付則第2項といたしまして、改正前の稲沢市立体育館管理規則に基づいて作成されている用紙は、改正後の規定にかかわらず当分の間、使用することができる経過措置です。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第19号を承認としてよろ

しいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第19号は承認されました。

次に移ります。議案第20号「稲沢市公立学校の施設開放に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。スポーツ課からお願いします。

●スポーツ課長

94ページをお願いします。(議案第20号 朗読)

令和6年度まで、夏季における3中学校、明治、稲沢西、大里東中学校にて、プールの開放を行っておりましたが、昨今の人手不足により、監視員の確保が難しいことに加え、学校開放プールは監視員の事務室がないこと、例えばクーラーもなく職員の健康の懸念、また熱中症患者が出た場合の対応が難しいことから、安全面に課題があるため受託業者が契約に難色を示しており、プールの学校開放を取り止めるものです。

改正内容につきまして、新旧対照表で説明させていただきます。

96ページをお願いします。第3条では、プール利用以外は団体利用となるため、個人利用に係る部分を削除し、第5条では、ただし書きのプール部分を削除しています。

第6条では、第1項で開放施設の範囲を改め、第2項でプールの個人利用の規定を削除しています。

また、第14条は、プール管理における読み替え条項ですので、条文を削除し、97ページから98ページの別表においては、表の最下段、施設名プール欄を1行削除するものです。

付則第1項といたしまして、この条例は公布の日から施行するものです。

以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第20号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第20号は承認されました。

次に移ります。議案第24号「令和8年度稲沢市一般会計予算案(教育委員

会所管に関する当初予算) について」を議題とします。庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

112ページをお願いします。(議案第24号 朗読)

令和8年度教育委員会所管、一般会計当初予算案の主な内容を課ごとに説明させていただきます。

最初に、庶務課からお願いします。

113ページをご覧ください。歳入の1行目、学校施設環境改善交付金6億1,648万9千円は、令和7年度から9年度までの継続事業として実施しています「大里東小学校改築工事」の令和8年度分の国庫補助金です。2行目の公立学校給食費負担軽減補助金3億7,682万7千円は、小学校の給食費無償化に伴う補助金です。また、物価高騰が続く中で、保護者の経済的な負担を軽減するため、中学校においては、国からの地方創生臨時交付金を活用し無償化いたします。

次の行、諸収入学校給食費支援事業として学校給食費減収額は、小中学校分合わせて6億66万5千円の歳入減となります。

次の行、市債19億850万円は、大里東小学校改築事業に充当する義務教育施設整備事業債18億9,300万円、及び小学校屋内運動場6校の空調設備設計業務に充当する緊急防災・減災事業債1,550万円です。

歳出の5行目「小学校運営経費」のうち明治地区学校給食調理等業務委託につきましても、給食調理員の退職が続く中で、井之口学校給食センター運用開始後も単独調理場として存続します明治地区の4小中学校の調理や配膳業務を、段階的に民間委託するもので、今年度から委託している片原一色小学校に加え、来年度は清水小学校及び国分小学校を委託するため、3校分4,481万4千円を計上しています。

その下、緊急対応用スマートフォン借上として各小中学校に1台緊急対応用スマートフォンを配備するため、小学校分として99万円、下から8行目のアスタリスク中学校分38万8千円を新規に計上しています。

2行下、「小学校整備費」のうち新規事業の稲沢東小学校ほか整備工事(屋内運動場空調)設計業務委託1,550万円につきましても、令和12年度までに小学校の屋内運動場に順次、空調設備を整備する計画であり、令和9年度に工事を実施する6小学校分の設計を行うものです。

4行下、「小学校校舎整備費」に記載のとおり、大里東小学校改築事業の総額は監理料を含め46億7,190万円で、令和8年度の年割額は28億9,658万円です。

庶務課からは以上です。

●学校教育課長

学校教育課所管分について、新規事業を中心に説明させていただきます。
114ページをお願いいたします。

はじめに、学校現場にて様々な教育補助員として働く会計年度任用職員について、看護師資格をもつ医療的ケア児等対応支援員を、令和8年度は新たに4人増員し10人分とするための予算として924万円。また、複雑な家庭環境を抱える事案に対応するため、社会福祉等の専門的な知識・技術を有するスクールソーシャルワーカーを1人増員し、2人とするための予算として336万。さらに、令和8年度2学期からの休日部活動の地域移行・地域連携に向け、中学校における部活動指導に関わる部活動指導員を令和8年度の51人から100人に増員するため2,560万円をそれぞれ計上しております。

次に、稲沢市非核・平和都市宣言の周年事業として3年ごとに実施しています「平和教育事業」といたしまして、平和記念資料館の見学、講話等平和体験を目的として、教員3名と中学生18名を広島に派遣するため135万7千円を計上しております。

次に、経済的な支援を必要とする児童生徒への就学援助費と、特別支援学級に通う児童生徒への特別支援教育就学奨励費のうち、修学旅行費について、物価高騰を考慮して実費払いにするための予算として、それぞれ1,083万2千円と147万4千円を計上しています。

最後に、13行目の小学校教育振興対策事業費と17行目の中学校教育振興対策事業費のうち、学校情報ネットワークシステム更新事業として、小学校においては4億9,756万1千円、中学校においては1億9,469万8千円。GIGAスクール、タブレット端末借上料として、小学校においては1億3,641万6千円、中学校においては7,070万6千円を計上しております。

学校教育課からは以上です。

●生涯学習課長

続きまして、生涯学習課所管分の当初予算の主な内容について、ご説明いたします。

115ページをお願いします。

それでは、歳入からご説明いたします。1行目の使用料及び手数料6,886万8千円につきましては、勤労福祉会館、市民会館、公民館、祖父江生涯学習センターの施設使用料収入が主なものです。来年度10月施行の条例・規則の改正により、勤労福祉会館分は多目的ホール分のみなので、約10万円の上昇が見込まれるものの、愛知県警が違反者講習をオンラインに切り替えたこと等による有

料利用の減少傾向があるため、令和7年度より80万円の減、公民館は半年分で20万円の増、市民会館は施設、付属設備の合計と利用料収入の伸びから680万円の増、祖父江生涯学習センターは約10万円の増を見込んでいます。

その3行下の繰入金1,080万6千円につきましては、文化振興基金繰入金で、文化振興奨励補助金に200万円、市指定文化財の保存修理費補助金に880万6千円を充当するものです。

次に、歳出について説明します。上から5行目、生涯学習課運営経費の下の行、稲沢市文化振興財団運営費補助金は新規の事業ですが、アスタリスクが漏れておりましたので修正させていただきます。これまでは、人件費込みで指定管理料をお支払いしておりましたが、人件費が見えるようして、財団に人件費に対するコスト意識をもってもらうこと、また指定管理料では硬直化していた人員配置を財団が主体的に行えるようにするため、財団本体に勤労福祉会館、総合体育館、市民会館、財団総務課の人件費を補助金で支払い、その分を指定管理料から減額することとしたものです。なお、人件費には、財団が雇用する正規職員8人の給料・手当、市でいうところの会計年度任用職員13人に対する賃金・手当、及びこの全員に対する社会保険料を含む福利厚生費、正規職員の退職金のための中小企業退職共済の掛金の合計です。

次に、歳出の中央あたり、中黒点の8つ目、文化財保護事業の市指定文化財保存修理事業費補助金880万6千円につきましては、大塚にあります市指定文化財である三宮社保存修理事業に対するもので、費用の7割を補助するものです。

以上です。

●スポーツ課長

116ページをお願いします。

スポーツ課所管分の当初予算の主な内容について説明させていただきます。

歳入の1行目、「使用料及び手数料」は、学校施設開放と総合体育館に係る使用料収入で1,839万円を計上しています。

続きまして、歳出です。1行目、「スポーツ課運営経費」8,872万6千円には、昨年度ご心配をおかけいたしました地区体育振興会の行事に係る賠償保険料50万3千円を計上しています。

2行目、「スポーツ振興事業費」559万1千円は、新規事業としてアジア・アジアパラ競技大会事業の聖火リレー及び聖火リレー盛り上げイベントに係る会場設営費、消耗品など425万5千円のほか中学校部活動の巡回指導を始めトップアスリートとの交流事業を実施するものです。

3行目、「体育施設維持管理費」8,133万3千円の主な内容は、市営プール3

か所、運動広場3か所、元稲沢東高等学校グラウンドの保守・施設管理委託料と、市民球場等の指定管理委託料及びPCB廃棄に係る手数料です。

4行目、「体育施設活動費」3,374万2千円は、主に市営プールの監視業務等委託料で、プール監視員の不足のため、市営プールの営業を治郎丸プール及び平和町プールの2か所とするものです。

その2行下、「体育館運営経費」1億64万8千円の主な内容は、総合体育館、祖父江町体育館、平和町体育館に係る指定管理委託料です。

次の行の祖父江の森体育施設運営費9,827万円は、祖父江の森温水プール、テニスコート、多目的運動場に係る指定管理委託料です。

スポーツ課分の説明は以上です。

●図書館長

続きまして、図書館所管分についてご説明いたします。

117ページをお願いいたします。

はじめに、歳入の行政財産貸付収入につきましては、図書館に設置する自動販売機分78万5千円とポスター掲示用パネル設置分6万8千円の計85万3千円を計上しております。自動販売機は中央図書館の3台分で、ポスター掲示用パネルは、各館1台の計3台分です。こちらは、県内の私立大学の案内ポスター等を掲示するものです。

次に、歳出の「図書館運営経費」は、3億3,433万8千円を計上しており、主なものといたしまして、図書館資料の購入事業として2,670万円、ここには現物資料である図書資料のほか、電子図書館資料である電子図書分300万円とCD、DVDの視聴覚資料分170万円を含んでおります。

その下、図書館管理委託として、中央図書館窓口業務等の委託に9,291万5千円、図書館システム借上料として3,764万2千円を計上しております。

次に、「図書館維持管理費」は7,117万9千円を計上しており、主なものといたしましては、修繕料761万3千円を計上しております。これは、中央図書館の閉架書庫である自動化書庫の部品取替修繕367万9千円をはじめ、館内施設等の修繕を行うものです。

図書館からは以上です。

●美術館長

118ページをお願いします。

当初予算の主な内容についてご説明します。

初めに歳入です。美術館では、一般展示室や会議室をご利用になる方々から使用料を、展覧会を鑑賞される方々からは観覧料をいただいております。その

収入が600万円です。また、印刷物販売等による諸収入が546万9千円です。

歳入の最下段、市債は歳出でご説明いたします空調設備更新工事に充当する文化施設整備事業債1億1,610万円です。

次に、歳出についてご説明します。初めに、美術館を運営する経費として6,286万4千円を計上しています。二つ目に、施設の光熱水費や維持補修費である美術館維持管理費を1,559万円計上しています。三つ目に、令和7年度から8年度の継続費設定事業である空調設備更新工事費を美術館整備費として計上しています。7年度は予算額0円、8年度は1億2,910万円です。

四つ目に、特別展・企画展運営事業として2,183万8千円を計上しています。令和8年度は当館の顕彰画家である荻須高德の没後40年の節目の年となります。没後40年特別展として、日本画家の小野竹喬と洋画家の荻須高德、二人の風景画展を開催いたします。小野と荻須はともに生涯にわたり風景を題材に選んだ画家であり、文化勲章を受章するなど功績を残しています。今回の展覧会では小野の顕彰館である岡山県笠岡市立竹喬美術館から貴重なコレクションをお借りします。荻須は当館所蔵品、県内外の貴重な荻須作品をお借りし展示する予定です。また、今年度購入いたしました「プロヴァンのガラージュ」を当館所蔵品として初お披露目いたします。特別展の会期は10月24日から12月13日までを予定しています。

説明は以上です。

◎教育長

ただいま事務局から説明がありました。ご意見・ご質問はございませんか。

◎教育長

ないようですので、それではお諮りします。議案第24号を承認としてよろしいでしょうか。

(委員さんから異議なしの声あり)

◎教育長

異議なしと認め、議案第24号は承認されました。

本日の議案は、全て承認されました。ありがとうございました。

◎教育長

続きまして、報告事項に移ります。「専決処分の報告について」を庶務課から説明をお願いします。

●庶務課長

定例会事項の4ページをお願いいたします。

庶務課案件の専決処分の報告を2件させていただきます。

1件目は、祖父江小学校長寿命化工事です。理由といたしましては、施工する過程において、外壁補修個所の追加が必要になったため、契約変更を行ったものです。専決処分年月日は令和8年1月21日、契約の相手方は美吉建設株式会社で稲沢市松下1丁目14番11号、代表取締役吉川貴祥、当初契約金額は、令和7年6月25日に議決をいただいております1億9,316万円、変更による契約金額は984万600円の増で、変更後の契約金額は2億300万600円です。

2件目は、山崎小学校長寿命化工事です。理由といたしましては、浄化槽に不具合が見つかり改修が必要になったため、契約変更を行ったものです。

専決処分年月日は令和8年1月22日、契約の相手方は澄川建設株式会社で稲沢市祖父江町祖父江外平150番地の66、代表取締役澄川隆昭、当初契約金額は、令和7年6月25日に議決をいただいております1億4,322万円、変更による契約金額は457万4,900円の増で、変更後の契約金額は1億4,779万4,900円です。

以上、市長の専決処分事項第4号に該当する内容を、地方自治法第180条第2項の規定に基づき3月議会に報告いたします

以上です。

続きまして、「稲沢市民会館管理規則の改正について」を生涯学習課から説明をお願いします。

●生涯学習課長

定例会事項の5ページをお願いします。

「稲沢市民会館管理規則の一部を改正する規則」についてご説明します。

市民会館の付属設備は、規則にて規定されており、今回の改正は、消費税8%相当分の改正を行った平成29年4月1日の改正後、消費税が10%になった令和元年10月1日以降も改正がされていません。そのため、今回条例による部屋の使用料の改正に併せて改正させていただくものです。

12ページから18ページにかけて、右欄のとおり、全ての付属設備について、改正させていただくものです。また、付属設備は税抜単価に消費税10%をかけた額を使用料としています。

なお、条例と同様、付則にて、施行日を令和8年10月1日とすることと経過措置を規定しています。

以上です。

◎教育長

ただいまの2件につきまして、ご質問等、お聞きになりたいことがありましたらどうぞお願いします。

◎教育長

ないようですので、これもちまして、第2回教育委員会定例会を終わります。お疲れ様でございました。

次回開催予定日

令和8年3月26日（木） 午後1時30分
市役所議員総会室

－ 閉 会 －

令和8年3月26日

教 育 長

職務代理者

委 員

委 員

委 員

委 員

書 記